



学校教育目標「豊かな心と 確かな学力 つながりあう学校」 No.6

庄内西小学校だより

令和5年（2023年）6月7日発行

校長 西口肇子



カラー版は『<http://www.toyonaka-osa.ed.jp/cms/shonai-n/>』でご覧ください。

心が整う 心が揃う

『はきものを
そろえる』
はきものをそろえると
心もそろう
心がそろうと
はきものもそろう
ぬぐうときに
そろえておくと
はくときに
心がみだれない
だれかが
みだしておいたら
だまって
そろえておいてあげよう
そうすればきっと
世界中の人の心も
そろうでしょう



この文は、禅宗の『脚下照顧（きゃっかしょうこ）※』の教えをもとに、長野県篠ノ井町円福寺の住職、藤本幸邦さんが書かれたものです。整理整頓をきちんとすることで心も整います。習慣にしたいものです。

※脚下照顧

「自分の足元をよくよく見よ」という意味。もとは、禅家の語で「他に向かって悟りを追求せず、まず自分の本性をよく見つめよ。」という戒めの語。転じて、「相手に向かって理屈を言う前に、まず自分の足元をみて、自分のことをよく反省しなさい。」という意味。



いじめ防止基本方針について

文部科学省による「いじめ」の定義は、時代の流れの中で何度か改定されています。昭和61年には『①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてはその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないものとする。』と、されていました。

平成23年、滋賀県大津市で、中学2年生の男子生徒がいじめを苦に自殺するといういたましい事件が起こります。当該中学校では、複数の同級生が、被害生徒の手足を縛って口を粘着テープで塞いだり、ハチやスズメなどの死骸を口の中に入れたり、日常的に殴る蹴るの暴行を加えたり、金品をとったりもしていたということです。いたずらの域を逸脱する悪質な事件でしたが、学校は「いじめではなくけんか」と判断し、教育委員会も隠蔽するような対応を見せたため多くの批判が集まりました。この事件の他にも、いじめ事案が全国的に増加しその問題が深刻化したことを受け平成25年、いじめの早期発見や報告を学校に義務づける「いじめ防止対策推進法」が制定されました。そこで、再定義されたのが、以下の文章です。

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、**当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。**」とする。

つまり、当該児童が「いじめられた」と感じていたら「いじめ」事案となり、外部が「いじめでない」と判断するものではない。ということになります。

具体的ないじめの例としては、以下のようなものがあります。

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など・・・

学校は、子どもたちにとって安心安全な場所であればなりません。全教職員が、「いじめは『いつでも』『どこでも』『誰にでも』起こりうるものである」という認識のもと、いじめを許さない(しない・させない・見逃さない)という毅然とした態度で未然防止、早期発見に努めています。また、いじめが起こった際は、アンケートや、聞き取りをもとに、事実関係を明らかにし、保護者とも連携しながら、迅速で適切な指導・支援を行うようにしています。お子さんやクラスの様子で気になることなどがありましたら、学校までお知らせいただきますようお願いいたします。

★本校の「いじめ防止基本方針」は、学校ホームページに掲載しています。